

グループ企業の倒産手続における手続的併合及び実体的併合について

中井康之⁷

第1 問題の所在

親子会社等のグループ企業に対して同時に倒産手続が開始した場合に、並行する倒産手続において、手続面及び実体面に、グループ企業の結合関係を反映させるのが相当か、反映させるとして、その要件と効果（内容）はどのようなものか。

本報告は、かかる問題を取り上げる。

（なお、金春「結合企業の倒産処理における実体的併合についての一考察」（同志社法学 66 巻 6 号 45 頁以下（2015 年）及び同「結合企業の倒産処理における実体的併合についての一試論」（民事訴訟法雑誌 62 巻 143 頁以下（2016 年）参照）。

第2 日本における手続的併合の実務

1 1996 年からの一連の倒産法制の改正の成果

一連の倒産法制の改正により、グループ企業の倒産手続を一体的に処理することが可能となった。

（田原睦夫「企業グループの倒産処理」講座「倒産の法システム第 3 巻」73 頁以下（2010 年）参照）

(1) 裁判管轄

- ① 親子会社の管轄
- ② 法人と代表者の管轄
- ③ 連帯債務者、連帯保証人等の管轄

⁷ 堂島法律事務所弁護士。

- ④ 大規模事件についての特別の管轄
- ⑤ 会社更生手続における特別の管轄
- ⑥ 移送の要件の緩和

基本的に、同じ裁判所でグループ企業に対する倒産手続を進行させることができる。

(2) 手続の同時進行

グループ企業に対して、開始決定、債権届出、債権調査、計画案の立案、計画案の審議、計画案に対する裁判所の認可などの手続を、事実上、同時に進行させている。

(3) 共通の管財人等

会社更生事件であれば、共通の管財人が選任される。調査委員を選任する場合も同様である。

民事再生事件であれば、共通の申立代理人弁護士が手続を進行させ、共通の監督委員(調査委員)が選任される

(4) 子会社等に対する財産調査権

2 再建型倒産手続の実務

一連の倒産法の改正により、グループ企業に対する法的倒産手続は、同じ裁判所において、同一管財人等によって、同一の監督機関の監督のもと、同時進行で処理される実務が形成されている。

グループ企業の倒産処理が一体的に行われるが、法的には手続が併合されていないので、個別企業ごとに計画案は決議され、個別に確定することになる。

3 清算型倒産手続の実務

一連の倒産法の改正により、清算型手続も、同じ裁判所において、同一管財人によって、処理される実務が形成されている。ただし、手続進行は、各企業の資産と負債の状況で同一に進捗するとは限らない。再建型と異なり、同時並行的に進行させるとは限らない。

配当手続は、個別に行われ、実体的併合はしていない。実体的併合同様の効果を求める場合には、法人格の否認、否認、損害賠償請求などの権利を行使することになる。

第3 日本における実体的併合の実務

1 グループ企業の「会社更生手続」における実務

(松下淳一ほか編「新・更生計画の実務と理論」(2014年)65頁以下参照)

(1) 実体的併合を認める更生計画案

実体的併合を認めて、各更生会社の資産と負債を合体して同一の更生計画を立案する場合(A型)と、更生会社ごとに個別に弁済計画を定めて更生計画を立案する場合(B型)がある。

A型の場合、全ての更生会社について、①弁済率が同一となり、②重複債権は一本化し、③内部債権は消滅することになる。

しかし、必ずしも、A型かB型のいずれかで貫徹されているわけではない。また、A型を採用する場合でも、合併を前提としない場合もある。

実体的併合を理由とする権利変更を定めた更生計画は、反対債権者も拘束することを前提として、裁判所は、可決された更生計画を認可しており、更生手続に反しない適法なものと理解している。

(2) パーレイト条項

弁済率は本来グループ企業ごとに決めるべきものであるが、パーレイト条項の定め(同一の弁済率の定め)を置く更生計画はそれなりに存在する。具体的には、次の二つがある。

ア 更生計画案で、合併を定めただけで、弁済率を同一とする方法

イ 各社別の更生計画案を立案するが、弁済率を同一とする方法

(3) 重複債権(一方が消滅すれば他方も消滅する関係にある債権)に関する条項

各更生会社に対する重複債権は、本来、グループ企業に対して個々に権利行使ができるものであるが、以下のような処理をする例がある。

ア 各更生会社に対し、一方が更生担保権 30 で、他方が一般更生債権 100 の場合（物上保証をしている場合）、更生担保権 30 の範囲で一般更生債権が弁済されたものとし、他方の一般更生債権を 70 とする。

イ 各更生会社に対し、一方が主債務 100 で、他方が保証債務 100 の場合（連帯保証をしている場合）、保証債務 100 を消滅させるか、保証債務に対する弁済率を低く設定する。

ウ 各更生会社に対し一般債権 100 と一般債権 60 を有している場合（連帯債務の場合）、最も額の大きいもの(100)のみを残して他を消滅させる。

(4) 内部債権（グループ企業間の債権債務）に関する条項

更生会社間の内部債権も、本来、権利行使が可能であるが、以下のような処理をする例がある。

ア 内部債権は、全部免除とするもの、他の債権より不利な取り扱いとするもの

イ 内部債権は、合併により消滅とするもの

ウ 相互に持ち合う内部債権についても、合併により消滅とするもの

エ 相互に持ち合う内部債権は、相殺後、残額について権利変更をするもの

2 グループ企業の「民事再生手続」における実務

再生計画案において、計画に基づく合併を定めることはできないが、更生計画案と同様に、弁済率を同一にすることは可能である。

また、再生計画案において、重複債権を消滅させる、内部債権を消滅させる、または劣後化させる定めを置くことも可能であるが、実務的には、不利益を受ける債権者（重複債権者または内部債権者）の同意を得ているように思われる。

3 事業再生 ADR その他の準則型私的整理手続における実務

上場会社などで連結決算に関する情報を開示している中堅規模以上のグループ企業の事業再生 ADR 手続において、金融機関を対象債権者とする権利変更計画を立案する場合には、グループ企業の全金融機関に対して、同一の弁済率を定めること（パーレイト方式）が多いように思われる。

その際、もっとも重要な要素は、金融機関にとって、与信判断の基礎が、連結決算を前提としたグループ全体の信用力にあったかどうかであろう。

金融機関が、連結ベースではなく、個別に与信判断をしている子会社等については、実体的併合をしないで、個別に権利変更計画を立案することになる。その場合でも、重複債権や内部債権については、グループ企業であることを考慮した条項を定めることがある。

事業再生 ADR その他の準則型私的整理手続の場合、対象債権者全員の同意を得て行うこととなるが、金融機関の場合、グループ企業に対する与信判断は一体的に評価していることが多いので、一般に同意が得られやすい状況にある。

第4 検討

1 実体的併合を認める要件とその効果(内容)について

実体的併合を認める要件として、たとえば、①法人格否認の法理が適用される事情の存在（法人格が濫用、形骸化しているような事情が存在するか）、②グループ企業間の不可分一体性（事業面、資金面、経営面などに照らして事業が不可分一体として行われているか）、③グループ企業間における資産と負債の混同（ある時期の財務内容が、当該個別企業の事業実態を示しているとは言えない状況が存在するか）、④グループ企業に対する与信の一体的評価（個別企業ごとの信用力を前提に取引をしているか）などが問題となる。

それらを踏まえたときに、個別企業ごとに弁済計画を定めたのでは、債権者間の実質的衡平が確保できないと評価される場合に、実体的併合が検討されることになる。その際に、個別企業の独立性を信頼して与信（取引）をし

た債権者の存在、そのような債権者の利益を害する可能性をどこまで考慮すべきか、が問題となっている。

実体的併合を認めるとしてもその方向性は二つに分かれるように思われる。

第 1 の考え方は、実体的併合を認める要件を絞りこみ、効果として、①同一の弁済率、②重複債権の一本化、③内部債権の消滅の全ての効果を認める方向である。

要件としては、（ア）グループ企業間の資産および負債に著しい混同があるために、企業ごとに個別に手続を遂行することが困難であるか、過大な手続コストがかかり、それによって債権者全員にとって実体的併合をしたときと比べて弁済率が低下する場合、または、（イ）法人格否認の法理が適用される事情が存在し、債権者一般にとって個別企業の責任財産の独立性が否定される場合に限定する考え方である（前述の金春論文参照）。

第 2 の考え方は、グループ企業の実態に即して、債権者間の実質的衡平を図るために必要な効果を、個別具体的事案に応じてその必要な範囲で認める方向である。つまり、グループ企業の実態に即して、債権者間の実質的公正・衡平を図るために、弁済率を同一にするか、重複債権を一本化するか、内部債権を消滅させるか、内部債権を劣後化するかなど、個別に効果を認める考え方である。後者は、更生計画にみられる実務に親和的な考え方である。

第 1 の考え方を採用した場合、株式市場に上場しているようなグループ企業では、通常、財産と負債の混同が著しく個別に手続を進めることが困難であるような事情は存在しないし、また、法人格否認の法理が適用可能な事情も存在しないであろうから、かかる要件を充足することは稀有であると思われる。複数会社を用いて一体として詐欺的な事業を行う企業グループ、会計準則を無視した経理処理を行いまた著しい粉飾を行うなどして個別会社ごとの資産と負債の分別整理が不可能な企業グループなど、資産と負債をグループ会社で一体処理をするしか弁済計画を立案できないような事案に限定されることになろう。

第 2 の考え方は、株式が上場されたグループ企業のように、グループ企業間の不可分一体性（事業面、資金面、経営面などに照らして事業が不可分一体として行われているか）やグループ企業に対する与信の一体的評価（個別企業ごとの信用力を前提に取引をしているか）が認められるような場合で、未だ法人格否認の法理の適用が認められない場合や、資産と負債の著しい混同が認められない場合にも、実体的併合の一部ないし全部の効果を認めようとするものである。

実務的には、後者の考え方に基づく運用が行われているように思われる。

2 実体的併合の正当化根拠

会社更生手続で実体的併合を内容とする更生計画案が提出されたとき、更生計画案が可決認可されると、その効果は、全ての債権者（更生計画に反対した重複債権者や内部債権者を含む）に及ぶ。

第 1 の考え方の場合、そこで示された要件が、債権債務の処理を一体的に行うことの正当化根拠を付与しているように思われる。法人格否認の法理の適用を認め得る事情の存在は、そのまま一体的処理をすることを正当化するし、個社ごとに計画を立案できないことや、それを試みても実体的併合をした場合の弁済率を下回る場合は、他の選択肢をとりえないことから、その処理が正当化されよう。

第 2 の考え方の場合、事業の一体性や与信の一体的評価などの要件を充足することから直ちに実体的併合を正当化することは困難であるように思われる。グループを形成しているとしても、グループに属する企業はグループ内の一部の事業を行い、個別に取引行為をしている以上、個別企業の債権者は、当該企業に対して独自の与信をしているといえるから、個別企業の法人としての独立性を全く無視する結果と同様の効果を直ちに認めることは困難であろう。事業の一体性や与信の一体的評価を前提として、債権者間の公正と衡平を確保するために必要な範囲で、当該企業グループの実態に即した効果を

どこまで認めることができるのか、個別具体的に検討する必要があるように思われる。

3 パーレイト方式について

更生計画では、グループ企業全体の事業価値が個別企業の清算価値の総和を上回ることから、その超過額をどのように個別企業の債権者の弁済に割り当てるか問題となる。グループ企業であるからこそ、一体とした事業継続価値評価の最大化が図れるとすれば、グループ企業に対する全ての債権者間の公正・衡平を確保するために、弁済率をパーレイト方式で定めることは許容されよう。パーレイト方式を採用できるのは、グループであることによる事業継続価値を最大化できるからであり、法人格否認の法理が適用される事情や資産と負債が混同されている事情などは必要とはしないであろう。それゆえ、事業価値の最大化に貢献できない事業を行うグループ内企業については、これを切り離して売却や清算等の処理をすることも可能であり、当該企業の債権者に対してパーレイト方式を適用する必要性も合理性もないことになる。

他方、企業グループに属することを理由としてパーレイト方式を採用する場合は、その弁済率は、個別企業ごとに算定された清算配当率を上回ることが必要である。破産配当の場合には、個別企業ごとに配当され、そこでは破産手続開始時の資産と負債を前提とし(資産と負債が混同していた場合もその結果をそのまま受け入れる)、事業の実態等に基づく調整は予定されていないので、パーレイト方式を採用する場合、清算配当率を上回ることが最低限の要件になると解される。そうでないと、個別企業に対して与信をしていた債権者の持つ利益(破産すれば回収できる回収可能額)を害することになるからである。

4 重複債権について

重複債権を有する債権者は、グループ企業全体に対して与信をしたというより、グループ企業を構成する複数の債務者企業の責任財産の集積によって

債権保全を図ろうとする意思が一般に認められるし、倒産手続が開始した場合、各債務者からは開始時の債権額全額の弁済を受けるまで権利行使ができると定めている倒産法の準則（開始時現存額主義）に照らしても、これを一本化することが許容される場面は限定されるように思われる。少なくとも、グループ企業の一体性により事業継続価値が最大化できるなどの理由から、重複債権の一本化が許容できるとは言い難い。

第 1 の考え方の要件を充足するような事情が存在する場合には、重複債権の一本化が認められる。しかし、事業の一体性や与信の一体的評価を理由とする場合には、債権者が重複債権双方からの回収を予定していないという特段の事情が積極的に認められる必要があるだろう。仮に、重複債権の一本化を認める場合でも、清算価値保証原則に照らして、清算を前提として個別に配当を受ける場合の合算額を超える必要があるように思われる。

なお、重複債権の一本化が認められる事情の存在するグループ企業が、窮境状態に陥ったのちにファイナンスを受ける場合に、中核企業において借入れ、グループ会社が物上保証や連帯保証をする例が存する。かかる場合、金融機関はグループ企業全体を一体的に評価して与信判断を行い、債務者グループ企業もグループ全体の利益のために資金調達を行い、重複債権双方からの回収を予定していない特段の事情が認められることができるから、関連会社の物上保証や連帯保証を無償行為として否認することはできない。そして、借入と物上保証ないし連帯保証は、グループ企業として同時交換的になされているから偏頗行為否認の対象行為にも該当しない。

5 内部債権について

パーレイト方式の弁済率を定めた場合、倒産手続が開始したグループ企業間の内部債権を消滅させたり他の債権者に劣後化したりしても、外部債権者に対する弁済率に影響しないので、かかる内部債権の処理は許容されよう。

他方、パーレイト方式を採用しない場合は、内部債権を消滅させたり劣後化したりすることにより、内部債権者を債務者とする倒産手続の外部債

権に対する弁済率等に影響する場合は、内部債権であることだけを理由とした劣後化は正当化できないように思われる。

また、グループ企業の一部の債務者グループについて法定倒産手続が開始し、それら債務者に対して内部債権を有する債権者については、内部債権であることを理由に、他の一般債権者との実質的衡平を図るために、劣後化することは、「差を設けても他の債権者との衡平を害しない」として許容される場合があろう。ただし、内部債権であることから当然に劣後化できると考えるのは相当ではない。むしろ、内部債権の発生原因に基づく親会社の責任追及や否認権の行使などの倒産手続に用意された権利の行使が先行して検討されるべきである。それら権利行使の可否や難易の検討を踏まえたうえで、一般債権者間との公正と衡平を図るために内部債権を劣後化するなどして差を設けることが、内部債権者の責任の観点や倒産債務者からの利益の吸い上げの回復に代えた措置等として相当な場合にはそれが正当化できよう。

6 準則型私的整理手続の場合

以上は、多数決で更生計画や再生計画の効力が生じる法的倒産手続の場合であり、これに対して、事業再生 ADR その他の準則型私的整理手続では、実体的併合を理由とする定めを置くことは、対象債権者全員の同意が正当化根拠となるので、原則として許容されることになる。ただし、全対象債権者の同意を得るには、実体的併合を認めるべき事情の存在が必要であり、そのような事情の存在が対象債権者の同意を得るための根拠(説得材料)になるものと言える。

実務的には、私的整理の場合、対象債権者は通常は金融機関に限られるところ、金融機関は、一般に、グループ企業全体に対する一体的評価を基礎として与信判断をしているから、多くの場合は、債務者企業が異なってもパーレイト方式による弁済率を定めることや、重複債権について、物的担保がある場合にはその評価額を保全債権とし、それを超える部分は非保全債権として取り扱って処理し、さらに、内部債権の消滅ないし劣後化に

も違和感はなく、結果として、実体的併合の効果を認めた再建計画の同意が得られやすいように思われる。

7 実体的併合を目指す場面

以上は、グループ企業に対して倒産手続が開始した場合に、実体的併合が認められる要件と効果(内容)について、検討したものである。これに対して、実体的併合を認めるべき一体性が認められるグループ企業において、一部企業に対してのみ倒産手続を開始し、残る企業に対して倒産手続を開始しない場合は、そのまま手続きを遂行したのでは債権者間の不公平が生じることになる。特に、問題となるのは、グループ企業全体としては破綻しているが、そのうち一部の企業のみを存続させることを意図して資産移転などが行われている場合や、将来の破綻を想定して一部優良事業のみを別会社として切り出して存続を図り、残る事業を整理する場合や、資産等の隠匿等を目的として多数の関連会社を設立し、それら関連会社に財産を移転するなどしている場合である。

グループ企業全体に対して法的倒産手続が開始した場合は、実体的併合の理論を活用して債権者間の衡平を図ることが可能となるが、グループ企業の一部に法的倒産手続が開始していない場合、当該債務者企業を対象として、そもそも手続的に併合ができないから、グループ企業全体に対する裁判所や管財人のコントロールが及ばない。債権者に対する取り扱いも、倒産債務者に対するものと、倒産債務者でないものとは、全く異なる結果となり、グループ企業の行う事業の一体性を考慮したとき、そのまま不公平を放置することが許容できない場合がある。

グループ企業の一部に不当な資産の移転、利益の吸い上げや債務の付け替えなどがあれば、倒産手続が開始した倒産債務者において、資産等の流出した会社(以下「存続会社」という)に対して、流出した財産の回復を目的として否認権や損害賠償請求権などの行使を検討することになる。濫用的会社分割と言われるように、ひとつの企業を意図的に優良事業と不採算事業に分けて、過剰な債務を不採算事業の取引債権者と金融債権者に押

し付ける事例もあり、そのような場合は、会社分割等により新設された会社に対して、法人格否認の法理を適用したり、否認権を行使したりして、流出した財産の回復、または移転した事業価値相当額の取戻などを検討することになる。

さらに、倒産債務者の存続会社や新設会社に対する何らかの債権を発見し、その内部債権に基づいて倒産手続開始を申し立て、グループ企業全体として倒産手続を併合し、流出した資産を取り戻して債権者間の平等を確保する事例も少なからず存在する。内部債権を消滅させるのではなく、むしろ、隠された内部債権を活用することが求められる。

これらは、実質的に実体的併合をすべき事情が認められるグループ企業において、倒産手続が開始されていない一部企業に資産移転等があり、その結果、債権者間の公正・衡平が害されている場合に、不利益を受ける債権者の利益を保護するために、実体的併合の効果の獲得を目指すべき場面と言えよう。

第5 まとめ

本稿における検討は、日本におけるグループ企業の倒産手続における手続的併合と実体的併合を検討したものに過ぎない。しかし、グループ企業の活動は国際化しており、必然的に、グループ企業に対する国際倒産が増えていくと予想される。そのようなグループ企業に対する国際倒産手続において、一層、手続的併合と実体的併合の問題が顕在化するように思われる。国際倒産場面における検討が緊喫の課題である。